

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号楼6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

台湾支店登録抹消パッケージ TWBO6 (中国大陸会社の台湾支店の登録抹消) 登録抹消手続きと費用

このパッケージは中国大陸会社がその台湾支店の登録抹消を申請する場合に適用されます。このパッケージには、書類の公証を除き、投資審議委員会での登録抹消の事前承認、經濟部への登録抹消申請、及び台湾国税局・国際貿易局・裁判所や銀行への登録抹消などの必要な手続きが含まれています。上記の全ての登録抹消手続きを完了した後、台湾支店の登録抹消手続きを完了したと見なされます。

1. 登録抹消手続き

一般的に、台湾支店の登録抹消手続きには6ヶ月がかかります。具体的には以下の通りです。

1.1 投資審議委員会に登録抹消の事前承認を提出する

中国大陸会社が台湾において投資される支店は、支店の登録を抹消する前に台湾投資審議委員会の承認を取得する必要があります。

1.2 經濟部に登録抹消を申請する

支店の登録抹消が承認された後、經濟部は登録抹消承認書を発行します。

1.3 国税局に税籍登録抹消を提出して税務を申告する

- 台湾經濟部が会社登録抹消を承認した翌日から10日以内に、国税局に当期の賃金、利子、家賃、ロイヤルティー及び各種所得を申告・源泉徴収し、源泉徴収票を記入して提出します。
- 台湾經濟部が会社登録抹消を承認した翌日から15日以内に、国税局に当期の営業税を申告・納付します。
- 台湾經濟部が会社登録抹消を承認した翌日から45日以内に、国税局に当年度(1月1日から登録抹消日まで)の営利事業所得税を申告します。

国税局に税籍登録抹消を提出して税務を申告した後、国税局は税籍登録抹消申請書を発行します。

1.4 清算人の就任について裁判所に申告する

- (1) 支店は清算人を委任し、清算人の就任について裁判所に申告し、且つ支店の清算申請書類を提出し、清算人就任承認書を受領します。申請書類には、申告書、親会社の会議記録、貸借対照表、財産目録が含まれています。
- (2) 支店の訴訟・非訴訟代理人又は支店長のみは支店の清算人を務めできます。清算人の任期の最長期間は6ヶ月を超えてはなりません。任期が6ヶ月満了前に延長しようとする場合、満了前に裁判所に届け出なければなりません。最長6ヶ月延長できます。
- (3) 支店の登録抹消について台湾日刊紙に3日間公告し、債権者に書留郵便で催告を行います。債権者は公告日から3ヶ月以内に、又は郵便を受領した日から3ヶ月以内に支店に債権に係る証明書類を届け出る必要があります。

1.5 各資産・債権・債務を処理・清算して台湾国税局に清算期間中の税務を申告する

- (1) 清算終了の翌日から15日以内に、清算期間中の営業税を申告・納付します。
- (2) 清算終了の翌日から30日以内に、清算期間中の営利事業所得税を申告・納付します。
- (3) 清算期間中の税務申告を完了した後、国税局は清算期間申告承認書を発行します。清算終了の申告日が裁判所が指定する清算人の就任期間より遅い場合、支店は裁判所に延長を申請し、6ヶ月ごとに延長される必要があります。

1.6 清算終了について裁判所に報告する

国税局における清算期間申告を完了した後、裁判所に清算人の解任を申請し、清算終了を報告します。清算期間中の収支計算書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、残余財産分配明細書及び台湾国税局が発行する清算期間申告承認書を添付する必要があります。裁判所に承認された後、裁判所に清算終了承認書を受領します。

1.7 銀行で銀行口座の解約を行う

支店は清算、申告、登録抹消などの手続きを完了した後、銀行に銀行口座解約を申請します。支店の銀行口座の署名権者(即ち訴訟・非訴訟代理人又は支店長)は自ら台湾に出向き銀行口座解約を行う必要があります。

1.8 台湾国際貿易局で輸出入業者の登録抹消を行う

支店が貿易会社である場合、台湾国際貿易局で輸出入業者の登録抹消を行う必要があります。

2. 所要時間

台湾支店の登録抹消について、台湾經濟部への申請日から全ての清算及び登録抹消の手続きの完了日まで約6ヶ月かかります。具体的には以下の通りです。

表 1: 台湾支店登録抹消の所要時間表

順番	項目	所要時間 (営業日)	担当者
前期準備			
1	お客様は支店の書類や情報を提供する	お客様による	お客様
2	代理委任状を公証する	お客様による	お客様
3	啓源は登録抹消の申請書類を作成する	2日	啓源
4	お客様は登録抹消の申請書類を署名する	お客様による	お客様
支店の登録抹消			
5	登録抹消の事前承認を提出する	14日	啓源
6	登録抹消の申請書類を提出する	7日	啓源
7	税籍登録抹消及び税務申告の書類を提出する	7日	啓源
8	清算人の就任について裁判所に申告する	7日	啓源
9	支店の各資産・債権・債務を処理・清算する	実際状況による	お客様
10	台湾国税局に清算期間中の税務を申告する	実際状況による	啓源
11	清算終了について裁判所に報告して清算人を解任する	実際状況による	啓源
12	銀行で銀行口座の解約を行う(備考 2.3)	1日	啓源
13	台湾国際貿易局で輸出入業者の登録抹消を行う(貿易会社の場合のみ)	1日	啓源
合計		約6ヶ月	

備考:

- 2.1 上表に記載される時間は、ケースのスムーズな進行及びお客様の緊密な協力に基づく推定値です。
- 2.2 上表に記載される時間は、その事業活動に特別なライセンス・免許が不要な台湾支店に基づく推定値です。
- 2.3 支店の銀行口座の署名権者(即ち訴訟・非訴訟代理人又は支店長)は自ら台湾に出向き銀行口座解約を行う必要があります。

3. 登録抹消費用

啓源は台湾支店登録抹消サービスを提供できます。サービス費用は下表をご参照ください。

表 2: 台湾支店登録抹消の費用表

順番	項目	費用(ニュー台湾ドル/元)
1	支店登録抹消費用	48,000
2	外国会社取締役会の議事録の公証人手数料	実際状況による
3	代理人費用	20,000
4	銀行口座解約にかかる手数料	8,000
5	輸出入業者の登録抹消費用(貿易会社の場合のみ)	4,000
6	支店の各種所得の申告、営業税及び営利事業所得税の申告	10,000
7	支店の清算期間中の営業税及び営利事業所得税の申告	10,000
8	裁判所への清算申告	50,000
9	政府手数料、雑費、郵送手数料の事前徴収(備考 3.1)	2,000
合計		152,000 から

備考:

- 3.1 上記の費用には、政府手数料、銀行及び第三者が徴収する費用が含まれていません。当事務所は予め 2,000 台湾ドルを請求し、実際に発生した費用を支払います。実際に発生した費用が 2,000 台湾ドルを超える場合、超過分は別途請求となります。
- 3.2 上記の費用には、書類の翻訳費用が含まれていません。提出の書類を繁体字中国語に翻訳する必要がある場合、翻訳料金は A4 用紙 1 ページあたり約 1,500 台湾ドルです。具体的な費用は実際状況により異なります。

4. 必要書類

- (1) 支店の清算年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、伝票を含む)
- (2) 代理委任状の原本(中国大陸会社の現地の公証人役場によって公証され、繁体字中国語訳本を添付する必要がある。海外子会社による台湾への再投資の場合、子会社所在地の公証人役場によって公証される必要がある)
- (3) 登録の会社印、訴訟・非訴訟代理人の印鑑及び支店長印
- (4) 清算人の身分証明書類のコピー
- (5) 直近の経済部からの設立証明書のコピー
- (6) 統一發票の購入証の原本
- (7) 支店銀行口座通帳の原本

5. 登録抹消書類一式(登録抹消完了後得られる法的書類)

登録抹消の全ての手続きを完了した後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 台湾経済務からの登録抹消承認書
- (2) 台湾国税局からの税籍登録抹消申請書
- (3) 清算人就任承認書
- (4) 台湾国税局からの清算期間申告承認書
- (5) 裁判所からの清算結了承認書
- (6) 台湾国際貿易局からの輸出入業者登録抹消承認書(貿易会社の場合のみ)
- (7) 登録の会社印、訴訟・非訴訟代理人の印鑑及び支店長印
- (8) 支店登録抹消に関する控えを取った書類

6. 注意事項

- 6.1 台湾の会社法により、台湾支店の登録抹消手続きには、法人格を完全に消滅する前に、裁判所の清算手続きが含まれている必要があります。但し、支店の経済活動及び財務状況が単一である場合、裁判所の清算手続きが不要であり、この場合に登録抹消手続きの所要時間が3ヶ月に短縮されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントまでをお問い合わせください。
- 6.2 台湾支店の事業活動に特別なライセンス・免許が必要な場合、費用は別途相談となります。

参考資料:

「台湾会社設立サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/285.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

